

山梨県公報

号外第七十二号

平成二十六年

十二月二十六日

金 曜 日

目 次

○山梨県職員との配偶者同行休業に関する条例	四
○山梨県指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例	六
○山梨県立富士・東部小児リハビリテーション診療所設置及び管理条例	一二
○山梨県地域医療介護総合確保基金条例	一三
○山梨県小児慢性特定疾病審査委員会定数条例	一四
○山梨県指定難病審査委員会定数条例	一四
○山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を改正する条例	一四
○山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	一五
○山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	一五
○山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	五四
○山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	七六
○山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	八五
○山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例	八五
○山梨県流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例	九〇
○山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例の一部を改正する条例	九二

条例のあらまし

- 山梨県職員の配偶者同行休業に関する条例(条例第七十七号)(人事課)
- 1 地方公務員法等の一部改正に鑑み、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を次のとおり定めることとした。
- (一) 任命権者は、公務に支障がない場合、職員の勤務成績等の事情を考慮した上で、休業を承認することができる。

(二) 配偶者同行休業の期間は、三年以内とする。

(三) 職員の配偶者が次に掲げる事由(六月以上にわたり継続することが見込まれるものに限り)に該当するときは、配偶者同行休業の対象とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であつて外国において行うもの

(3) 学校教育法による大学に相当する外国の大学であつて外国に所在するものにおける修学

2 その他次のとおり関係条例の規定の整備を行うこととした。

(一) 山梨県定数条例及び山梨県教育委員会職員等定数条例

(二) 山梨県職員との配偶者同行休業に関する条例

配偶者同行休業を取得する職員の代替として任用される任期付採用職員について、育児休業及び育児短時間勤務をすることができないこととする。

(三) 山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

人事行政の運営等の状況を公表する際、休業に関する状況についても公表することとする。

(四) 山梨県職員の留学費用の償還に関する条例

県費で留学した場合において、留学後の在職期間が五年に達するまでに離職した場合は、在職期間に応じて費用を返還することとなっているが、配偶者同行休業の期間は当該在職期間には含まないこととする。

3 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例(条例第七十八号)(長寿社会課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に鑑み、指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を次のとおり定めることとした。

(一) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は、厚生労働省令で定める従うべき基準及び参酌すべき基準のとおりとする。

(二) 指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件は、法人であることとする。

○ 山梨県立富士・東部小児リハビリテーション診療所設置及び管理条例(条例第七十九号)(障害福祉課)

1 富士・東部地域における障害児の福祉の増進を図るため、次のとおり小児リハビリ

1 富士・東部地域における障害児の福祉の増進を図るため、次のとおり小児リハビリ

1 富士・東部地域における障害児の福祉の増進を図るため、次のとおり小児リハビリ

テーション診療所を設置することとした。

(一) 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 山梨県立富士・東部小児リハビリテーション診療所
- (2) 位置 南都留郡富士河口湖町

(二) 診療所の業務として障害児等に対する医療の提供を行う。

(三) 診療所に医師その他の職員を置く。

(四) 診療所の開院日は、水曜日及び木曜日（国民の祝日及び十二月二十九日から翌年一月三日までの日を除く。）とする。

(五) 診療所において診療等を受ける者は、使用料又は手数料を納付するものとする。ただし、公益上等の必要があるときは、当該使用料又は手数料を減免することができる。

2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県地域医療介護総合確保基金条例（条例第八十号）（医務課）

1 地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、次のとおり基金を設置することとした。

(一) 基金の名称は、「山梨県地域医療介護総合確保基金」とする。

(二) 基金に積み立てる額は、予算で定める。

(三) 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に編入する。

(四) 基金は、基金の目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、処分することができる。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県小児慢性特定疾病審査会委員定数条例（条例第八十一号）（健康増進課）

1 児童福祉法の一部改正に鑑み、山梨県小児慢性特定疾病審査会の委員の定数を定めることとし、その定数は、十五人以上とすることとした。

2 この条例は、平成二十七年一月一日から施行することとした。

○ 山梨県指定難病審査会委員定数条例（条例第八十二号）（健康増進課）

1 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に鑑み、山梨県指定難病審査会の委員の定数を定めることとし、その定数は、三十八人以上とすることとした。

2 この条例は、平成二十七年一月一日から施行することとした。

○ 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を改正する条例（条例第八十三号）（人事課）

1 一般職の県職員の期末・勤勉手当の改定等に鑑み、特別職の職員等に係る期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

(一) 平成二十六年度十二月期の支給割合を一・七二五分分に引き上げる。

(二) 平成二十七年年度以降六月期の支給割合を一・四七五分分に引き上げ、十二月期の支給割合を一・六二五分とする。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(二)については、平成二十七年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第八十四号）（議会）

1 一般職の県職員の期末・勤勉手当の改定等に鑑み、県議会議員の期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

(一) 平成二十六年度十二月期の支給割合を一・七二五分分に引き上げる。

(二) 平成二十七年年度以降六月期の支給割合を一・四七五分分に引き上げ、十二月期の支給割合を一・六二五分とする。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(二)については、平成二十七年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県職員給与と山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第八十五号）（人事課）

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成二十六年十月十七日付けの給与に関する勧告等に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 公民の給与較差に基づく給与改定

(1) 給料表の改定
若年層に重点を置きながら給料月額を引き上げる（平均改定率〇・二四パーセント）。

(2) 諸手当の改定

ア 初任給調整手当
医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対する支給限度額を四十一万二千二百円に引き上げる等の改定を行う。

イ 単身赴任手当
再任用職員を支給対象とする。

ウ 期末・勤勉手当
平成二十六年度十二月期の支給月数を二・二二五分分に引き上げる。

エ 平成二十七年年度以降六月期の支給月数を一・九七五分分に引き上げ、十二月期の支給月数を二・一二五分とする。

オ 再任用職員及び特定任期付職員についても、一般職員に準じて支給月数を引き上げる。

ウ 期末・勤勉手当
平成二十六年度十二月期の支給月数を二・二二五分分に引き上げる。
エ 平成二十七年年度以降六月期の支給月数を一・九七五分分に引き上げ、十二月期の支給月数を二・一二五分とする。
オ 再任用職員及び特定任期付職員についても、一般職員に準じて支給月数を引き上げる。

(二) 給与制度の総合的見直し等のための改定

(1) 給料表の改定

国家公務員の俸給表に準じて給料月額を引き下げる（平均改定率マイナス二パーセント）。

(2) 諸手当の改定

ア 地域手当

(ア) 級地区分を一区分増設し、支給割合を見直す。

(イ) 医師に対する支給割合を引き上げる。

イ 通勤手当

片道五キロメートル以上の自転車使用者の手当額を引き上げる。

ウ 単身赴任手当

基礎額を三万円に、加算限度額を七万円にそれぞれ引き上げる。

エ 管理職員特別勤務手当

臨時・緊急にやむを得ず行う平日の午前零時から午前五時までの間の勤務を新たに支給対象とする。

(3) 切替前に受けていた給料月額との差額を支給する等の所要の経過措置を講ずる。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(一)(2)イ及びウ(イ)並びに

(二)については、平成二十七年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第八十六号）（教育庁福利給与課）

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成二十六年十月十七日付けの給与に関する勧告等に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 公民の給与較差に基づく給与改定

(1) 給料表の改定

若年層に重点を置きながら給料月額を引き上げる（平均改定率〇・二四パーセント）。

(2) 諸手当の改定

ア 単身赴任手当
再任用職員を支給対象とする。

イ 期末・勤勉手当

(ア) 平成二十六年十二月期の支給月数を二・二二五分分に引き上げる。

(イ) 平成二十七年以降六月期の支給月数を一・九七五分分に引き上げ、十二月期の支給月数を二・一二五分分とする。

(ウ) 再任用職員及び特定任期付職員についても、一般職員に準じて支給月数を引き上げる。

(二) 給与制度の総合的見直し等のための改定

(1) 給料表の改定

国家公務員の俸給表に準じて給料月額を引き下げる（平均改定率マイナス二パーセント）。

(2) 諸手当の改定

ア 地域手当

級地区分を一区分増設し、支給割合を見直す。

イ 通勤手当

片道五キロメートル以上の自転車使用者の手当額を引き上げる。

ウ 単身赴任手当

基礎額を三万円に、加算限度額を七万円にそれぞれ引き上げる。

エ 定時制通信教育手当

支給割合を引き下げる。

オ 管理職員特別勤務手当

臨時・緊急にやむを得ず行う平日の午前零時から午前五時までの間の勤務を新たに支給対象とする。

(3) 切替前に受けていた給料月額との差額を支給する等の所要の経過措置を講ずる。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(一)(2)ア及びイ(イ)並びに(二)については、平成二十七年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第八十七号）（警察本部警務課）

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成二十六年十月十七日付けの給与に関する勧告等に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 公民の給与較差に基づく給与改定

(1) 給料表の改定

若年層に重点を置きながら給料月額を引き上げる（平均改定率〇・二四パーセント）。

(2) 諸手当の改定

ア 単身赴任手当
再任用職員を支給対象とする。

イ 期末・勤勉手当

(ア) 平成二十六年十二月期の支給月数を二・二二五分分に引き上げる。

- (イ) 平成二十七年年度以降六ヶ月期の支給月数を一・九七五月分に引き上げ、十二ヶ月期の支給月数を二・一二五月分とする。
- (ウ) 再任用職員及び特定任期付職員についても、一般職員に準じて支給月数を引き上げる。

(二) 給与制度の総合的見直し等のための改定

(1) 給料表の改定

国家公務員の俸給表に準じて給料月額を引き下げる（平均改定率マイナス二パーセント）。

(2) 諸手当の改定

ア 地域手当

級地区分を一区分増設し、支給割合を見直す。

イ 通勤手当

片道五キロメートル以上の自転車使用者の手当額を引き上げる。

ウ 単身赴任手当

基礎額を三万円に、加算限度額を七万円にそれぞれ引き上げる。

エ 管理職員特別勤務手当

臨時・緊急にやむを得ず行う平日の午前零時から午前五時までの間の勤務を新たに支給対象とする。

(3) 切替前に受けていた給料月額との差額を支給する等の所要の経過措置を講ずる。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(一)(2)ア及びイ(イ)並びに(二)については、平成二十七年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第八十八号）（人事課）

1 国家公務員退職手当法の一部改正に鑑み、退職手当の調整額を次のとおり引き上げることとした。

- (一) 第一号区分 六万五千元
- (二) 第二号区分 五万九千五百五十円
- (三) 第三号区分 五万四千五百五十円
- (四) 第四号区分 四万三千三百五十円
- (五) 第五号区分 三万二千五百円
- (六) 第六号区分 二万七千五百円
- (七) 第七号区分 二万七千七百円

2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例（条例第八十九号）（道路管理課）

1 道路法施行令の一部改正等に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 所在物件の所在地の区分及び占用料の額を次のとおり改定する。

(1) 占用物件の所在地の区分について、現行の二区分を、各市町村の地価の平均に応じて第一級地、第二級地、第三級地及び第四級地の四区分とする。

(2) 占用料の額について、国が管理する道路の占用料に準じて改定する。

(二) 占用料の前納に関する規定を削除する。

2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例（条例第九十号）（治水課）

1 山梨県道路法施行条例の一部改正に鑑み、河川に係る土地占用料のうち、電柱、ガス・上下水道管類等に係るものについては、県が管理する道路に係る占用料の額に準じ、その額を改定することとした。

2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第九十一号）（教育庁社会教育課）

1 施設の老朽化等に鑑み、県立なかとみ青少年自然の里を廃止することとした。

2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県職員の配偶者同行休業に関する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第七十七号

山梨県職員の配偶者同行休業に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の六第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二項第三項及び第六項から第八項まで並びに同条第十一項において準用する法第二十六条の五第六項の規定（これらの規定を地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に基づき、職員（県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条、第四条第四号及び第七条第二号において「特定地方独立行政法人」という。）の職員を含む。第十条及び第十一条を除き、以下同じ。）の配偶者同行休業（法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要

な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第二条 任命権者(特定地方独立行政法人にあっては、当該特定地方独立行政法人の理事長。以下同じ。)は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第三条 法第二十六条の六第一項の条例で定める期間は、三年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第四条 法第二十六条の六第一項の条例で定める事由は、次に掲げる事由(六月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第七条第一号において「配偶者外国滞在事由」という。)とする。

一 外国での勤務

二 事業を経営することその他の個人が業として行う活動であつて外国において行うもの

三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)であつて外国に所在するものにおける修学(前二号に該当するものを除く。)

四 前三号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として人事委員会規則(特定地方独立行政法人の職員にあっては、当該特定地方独立行政法人の規程。第十二条において同じ。)で定めるもの

(配偶者同行休業の承認の申請)

第五条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該申請をする職員の配偶者(法第二十六条の六第一項に規定する配偶者をいう。以下同じ。)が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第六条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第三条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第二条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第七条 法第二十六条の六第六項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

二 配偶者同行休業をしている職員が山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号)別表十の項又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七号)別表十の項に規定する休暇(特定地方独立行政法人の職員にあっては、当該休暇に相当する休暇)を取得することにより就業しなくなったこと。

三 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第二条第一項(地方独立行政法人法第五十三条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第八条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

一 配偶者が死亡した場合

二 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合

三 配偶者と生活を共にしなくなった場合

四 前条第一号又は第二号に掲げる事由に該当することとなった場合

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第九条 任命権者は、第二条又は第六条第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る期間(以下この項及び次項において「申請期間」という。)について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第二号に掲げる任用は、申請期間について一年を超えて行うことができない。

一 申請期間を任用の期間(以下この条において「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用

二 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、前項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当該更新に係る職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号給の調整)

第十条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を百分の五十以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、人事委員会規則の定めるところにより、号給を調整することができる。
(退職手当の取扱い)

第十一条 山梨県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第三号)第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての山梨県職員の退職手当に関する条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数(地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数)」とあるのは、「その月数」とする。

(委任)
第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(山梨県職員定数条例の一部改正)

2 山梨県職員定数条例(昭和二十八年山梨県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項に次の一号を加える。

十二 山梨県職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年山梨県条例第七十七号)第二条の規定により配偶者同行休業の承認を受けている職員

(山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 山梨県職員の育児休業等に関する条例(平成四年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「育児休業法」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十六条の六第七項又は育児休業法」に改める。

第十条第一号中「育児休業法」を「地方公務員法第二十六条の六第七項又は育児休業法」に改める。

(山梨県教育委員会職員等定数条例の一部改正)

4 山梨県教育委員会職員等定数条例(平成十四年山梨県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

十二 山梨県職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年山梨県条例第七十七号)第二条の規定により配偶者同行休業の承認を受けている職員

(山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

5 山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 休業に関する状況

(山梨県職員の留学費用の償還に関する条例の一部改正)

6 山梨県職員の留学費用の償還に関する条例(平成十九年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項に次の一号を加える。

七 地方公務員法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業をした期間

山梨県指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第七十八号

山梨県指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 人員に関する基準(第四条・第五条)

第三章 運営に関する基準(第六条―第三十一条)

第四章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準(第三十二条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十七条第一項第一号、第七十九条第二項第一号並びに第八十一条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者(法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)の指定に係る申請者の要件並びに指定居宅介

護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）及び基準該当居宅介護支援（法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

（指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件）

第二条 法第七十九条第二項第一号に規定する条例で定める者は、法人とする。

（基本方針）

第三条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者へ提供される指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防防支援助事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防防支援助事業者をいう。第十五条第二十四号及び第二十五号において同じ。）、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

第二章 人員に関する基準

（介護支援専門員の員数）

第四条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに一以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であつて常勤であるもの（次条第二項を除き、以下単に「介護支援専門員」という。）を置かなければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が三十五又はその端数を増すごとに一とする。

（管理者）

第五条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置

かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければならない。

3 第一項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

二 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第三章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第六条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第三条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第六項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けたい旨の申出をする場合にあつては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

5 第三項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定居宅介護支援事業者は、第三項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第三項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第七条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第八条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。

第十二条第二項及び第二十条第五号において同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認められた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第九条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第十条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十一条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回の訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第十二条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援(法第四十六条第四項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(法第四十六条第二項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下この項において同じ。))が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下この章において同じ。)の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十三条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援の提供に係る証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第十四条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第十五条 指定居宅介護支援の方針は、第三条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

四 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。第十八条第一号において同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

五 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

六 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

七 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（次号及び第十二号並びに第三十一条第二項第二号において「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

八 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する

意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料、サービスを提供する上で留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

九 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この号、第十一号及び第十四号において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

十 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

十三 介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握（以下この号及び第三十一条第二項第二号において「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

イ 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

ロ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。

十四 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

イ 要介護認定を受けている利用者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合

ロ 要介護認定を受けている利用者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区

分の変更の認定を受けた場合

十五 第三号から第十一号までの規定は、第十二号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

十六 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

十七 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

十八 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

十九 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービスに係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

二十 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

二十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

二十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

二十三 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第七十三条第二項に

規定する認定審査会意見又は法第三十七条第一項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者による趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

二十四 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

二十五 指定居宅介護支援事業者は、法百十五條の二十三第三項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第十六条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第四十一条第十項の規定により同条第九項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会）をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者により指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービスに係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第十七条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第十八条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

ならない。

一 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。
(管理者の責務)

第十九条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
(運営規程)

第二十条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第二十四条において「運営規程」という。)を定めなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務内容

三 営業日及び営業時間

四 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保)

第二十一条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供することができるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備、備品等)

第二十二条 指定居宅介護支援事業所には、事業を行うために必要な広さの区画を設けるほか、指定居宅介護支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。
(介護支援専門員の健康管理)

第二十三条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(揭示)

第二十四条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(秘密保持)

第二十五条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

(広告)

第二十六条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等)

第二十七条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第二十八条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第六項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しな

ければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス又は法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十九条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十一条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 第十五条第十二号の規定による指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

イ 居宅サービス計画

ロ アセスメントの結果の記録

ハ サービス担当者会議等の記録

ニ モニタリングの結果の記録

三 第十八条の規定による市町村への通知に係る記録

四 第二十八条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 第二十九条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第四章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準

(準用)

第三十二条 第三条、第二章及び第三章(第二十八条第六項及び第七項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「指定居宅介護支援(法第四十六条第四項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(法第四十六条第二項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下この項において同じ。))が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の支給」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費(法第四十七条第三項に規定する特例居宅介護サービス計画費をいう。以下この項において同じ。))の支給」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の額」と、第二十八条第一項中「(第六項において「指定居宅介護支援等」という。)に」とあるのは「に」と読み替えるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県立富士・東部小児リハビリテーション診療所設置及び管理条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

山梨県条例第七十九号

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県立富士・東部小児リハビリテーション診療所設置及び管理条例

(設置)

第一条 富士・東部地域における障害児の福祉の増進を図るため、小児リハビリテーション診療所を設置する。

(名称及び位置)

第二条 小児リハビリテーション診療所の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
山梨県立富士・東部小児リハビリテーション診療所	南都留郡富士河口湖町

(業務)

第三条 山梨県立富士・東部小児リハビリテーション診療所(以下「診療所」という。)は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四条第二項に規定する障害児及び診療所において医療の提供を行うことが必要であると認められる者に対して医療の提供を行う事業に関する業務を行うものとする。

(職員)

第四条 診療所に医師その他の職員を置く。

(開院日)

第五条 診療所の開院日は、水曜日及び木曜日とする。ただし、これらの日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日又は十二月二十九日から翌年一月三日までの日である場合には、開院日としないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、同項の開院日を変更することができる。

(使用料及び手数料の徴収)

第六条 診療所において診療若しくは検査を受ける者又は診断書若しくは証明書の交付を受ける者は、診察料、薬価その他の使用料(次項及び次条において「料金」という。)又は手数料を納付しなければならない。

2 山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例(昭和五十年山梨県条例第三号)第五条第二項から第四項までの規定は、料金及び前項の手数料について準用する。(料金等の減免)

第七条 知事は、公益上その他必要があるとき、料金又は前条第一項の手数

料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例の一部改正)

2 山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例(平成七年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

山梨県地域医療介護総合確保基金条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第八十号

山梨県地域医療介護総合確保基金条例

(設置)

第一条 地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステム(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムをいう。)を構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、山梨県地域医療介護総合確保基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第六条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。
(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則
この条例は、公布の日から施行する。

山梨県小児慢性特定疾病審査会委員定数条例をここに公布する。
平成二十六年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第八十一号

山梨県小児慢性特定疾病審査会委員定数条例

山梨県小児慢性特定疾病審査会（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の四第一項の規定により県に置かれる小児慢性特定疾病審査会をいう。）の委員の定数は、十五人以内とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

山梨県生活衛生適正化審議会の委員

を

山梨県生活衛生適

山梨県小児慢性特

正化審議会の委員

定疾病審査会の委員

に改める。

山梨県指定難病審査会委員定数条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

山梨県条例第八十二号

山梨県指定難病審査会委員定数条例

山梨県指定難病審査会（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第八条第一項の規定により県に置かれる指定難病審査会をいう。）の委員の定数は、三十八人以内とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

山梨県環境保全審議会の委員及び専門委員

を

山梨県指定難

山梨県環境保

病審査会の委員

に改める。

全審議会の委員及び専門委員

山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十六年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第八十三号

山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例（昭和二十七年山梨県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。
第三条中「百分の百五十二・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

第二条 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第三条中「百分の百三十七・五」を「百分の百四十七・五」に、「百分の百七十二・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十六年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第八十四号

山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年山梨県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百五十二・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

第二条 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百三十七・五」を「百分の百四十七・五」に、「百分の百七十二・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十六年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第八十五号

山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県職員給与条例の一部改正)

第一条 山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条の五第一項第一号中「四十二万九百円」を「四十二万二千二百円」に改め、同項第二号中「五万円」を「五万三百円」に改める。

第三十二条第一項中「百分の百三十五」を「百分の百四十」に、「百分の百十五」を「百分の百二十」に改め、同条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・五」に、「百分の百三十五」を「百分の百四十」に、「百分の七十七・五」を「百分の八十二・五」に、「百分の百」を「百分の百」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十二・五」に、「百分の百十五」を「百分の百二十」に、「百分の六十七・五」を「百分の七十二・五」に改める。

第三十三条第二項第一号中「百分の六十七・五」を「百分の八十二・五」に、「百分の八十七・五」を「百分の百二・五」に改め、同項第二号中「百分の三十二・五」を「百分の三十七・五」に、「百分の四十二・五」を「百分の四十七・五」に改める。別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第六条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100	465,600
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600	468,700
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100	471,800
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600	474,900
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500	477,900
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800	481,000
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000	484,100
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200	487,200
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300	490,000
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400	493,100
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500	496,100
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700	499,200
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500	501,900
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400	504,300
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400	506,600
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400	509,000
	17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300	511,300
	18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100	512,800
	19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900	514,300
	20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700	515,800
	21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500	517,000
	22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000	518,500
	23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500	520,000
	24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000	521,500
	25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400	522,800
	26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700	523,900
	27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000	525,100
	28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200	526,300
	29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200	527,500
	30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900	528,400
	31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700	529,300
	32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400	530,200
	33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100	531,000
	34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900	531,900
	35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,700	532,800
	36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,500	533,700
	37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,300	534,600
	38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	473,100	535,500
	39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,900	536,400
	40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,700	537,300

再任職員及任期付職員以外の職員

41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,500	538,200
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,200	
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	477,000	
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,800	
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,600	
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400		
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,200		
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	447,000		
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,600		
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,400		
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,200		
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	450,000		
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,600		
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,400		
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,200		
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	453,000		
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,600		
58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,400		
59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	455,200		
60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	456,000		
61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,600		
62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600			
63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,300			
64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	415,000			
65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,300			
66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,900			
67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,600			
68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	417,300			
69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,800			
70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,500			
71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	419,200			
72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,900	419,900			
73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,200	420,400			
74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,900	421,100			
75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,600	421,800			
76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,300	422,500			
77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,700	423,000			
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,400				
79	236,000	293,800	340,800	380,100	397,100				
80	236,800	294,200	341,300	380,700	397,800				
81	237,500	294,400	341,700	381,200	398,300				
82	238,200	294,600	342,200	381,800	399,000				
83	238,900	295,000	342,700	382,400	399,700				
84	239,600	295,300	343,200	383,000	400,500				
85	240,300	295,600	343,600	383,600	401,000				
86	241,000	295,900	344,000	384,200					
87	241,700	296,200	344,500	384,800					
88	242,400	296,600	344,900	385,400					

89	243,100	296,900	345,200	386,100					
90	243,600	297,300	345,600	386,700					
91	244,100	297,700	346,100	387,300					
92	244,600	298,100	346,500	387,900					
93	244,900	298,200	346,700	388,600					
94		298,500	347,100						
95		298,900	347,600						
96		299,300	348,100						
97		299,500	348,200						
98		299,800	348,700						
99		300,200	349,200						
100		300,600	349,700						
101		300,800	350,000						
102		301,100	350,400						
103		301,500	350,800						
104		301,800	351,200						
105		302,000	351,700						
106		302,300	352,100						
107		302,700	352,500						
108		303,000	352,900						
109		303,200	353,400						
110		303,600	353,800						
111		304,000	354,200						
112		304,300	354,500						
113		304,400	355,000						
114		304,700							
115		305,000							
116		305,400							
117		305,600							
118		305,800							
119		306,100							
120		306,400							
121		306,800							
122		307,100							
123		307,400							
124		307,700							
125		308,100							
再任用職員	185,900	213,600	257,800	278,000	293,400	319,400	361,900	395,700	447,900
任期付職員	142,100								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第二 (第六条関係)

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	240,100	325,700	392,600	468,600
	2	242,600	328,800	395,500	470,900
	3	245,100	331,900	398,400	473,200
	4	247,600	335,000	401,300	475,500
	5	249,900	337,800	404,000	477,800
	6	253,700	341,100	406,800	480,000
	7	257,500	344,400	409,600	482,200
	8	261,300	347,700	412,400	484,400
	9	264,900	350,700	415,000	486,500
	10	268,900	353,900	417,700	488,600
	11	272,900	357,100	420,400	490,700
	12	276,900	360,300	423,100	492,800
	13	280,700	363,400	425,600	494,900
	14	284,700	367,100	428,100	497,000
	15	288,700	370,700	430,500	499,100
	16	292,700	374,400	433,000	501,200
	17	296,500	378,000	435,200	503,300
	18	300,100	380,700	437,600	505,300
	19	303,700	383,500	440,000	507,300
	20	307,300	386,300	442,400	509,300
	21	311,000	389,200	444,500	511,100
	22	314,800	391,800	446,900	512,900
	23	318,500	394,400	449,300	514,800
	24	322,200	397,000	451,600	516,700
	25	325,800	399,400	453,800	518,400
	26	328,600	401,700	456,100	520,200
	27	331,400	404,000	458,400	522,000
	28	334,200	406,300	460,700	523,800
	29	337,000	408,700	462,900	525,700
	30	339,400	410,800	465,200	527,500
	31	341,800	412,800	467,500	529,300
	32	344,200	414,900	469,800	531,100
	33	346,600	417,000	471,800	532,700
	34	349,100	419,000	473,900	534,500
	35	351,500	421,000	476,000	536,200
	36	354,000	423,000	478,100	538,000
	37	356,400	425,100	480,200	539,600
	38	358,800	427,100	482,000	541,200
	39	361,200	429,100	483,800	542,600
	40	363,600	431,100	485,600	544,200
	41	365,900	433,100	487,300	545,700
	42	367,400	434,900	489,100	547,100
	43	368,900	436,700	490,900	548,500
	44	370,400	438,500	492,700	549,800
	45	371,900	440,400	494,300	551,000
	46	373,300	442,200	496,000	552,000
	47	374,800	444,000	497,800	553,000
	48	376,300	445,800	499,600	554,000

再任職員及び任期付職員以外の職員	49	377,600	447,600	501,200	555,000
	50	378,600	449,300	502,500	555,900
	51	379,600	451,100	503,800	556,800
	52	380,600	452,900	505,100	557,700
	53	381,600	454,800	506,400	558,500
	54	382,500	456,000	507,700	559,400
	55	383,400	457,200	509,000	560,300
	56	384,300	458,400	510,300	561,200
	57	385,300	459,600	511,300	562,100
	58	386,200	460,600	512,100	563,000
	59	387,000	461,600	512,900	563,900
	60	387,900	462,600	513,700	564,600
	61	388,700	463,400	514,600	565,500
	62	389,200	464,100	515,400	566,400
	63	389,700	464,800	516,300	567,300
	64	390,200	465,500	517,100	568,200
	65	390,500	466,200	518,000	569,100
	66		466,900	518,900	
	67		467,600	519,600	
	68		468,300	520,500	
	69		468,800	521,400	
	70		469,500	522,200	
	71		470,200	523,100	
	72		470,900	524,000	
	73		471,300	524,800	
	74		471,900	525,700	
	75		472,600	526,600	
	76		473,300	527,300	
	77		473,700	528,100	
	78		474,300	529,000	
	79		474,900	529,900	
	80		475,400	530,800	
	81		476,000	531,600	
	82		476,500	532,500	
	83		477,000	533,400	
	84		477,500	534,300	
	85		477,900	535,100	
	86		478,500	536,000	
	87		478,900	536,900	
	88		479,400	537,800	
	89		479,900	538,600	
	90		480,500		
	91		481,100		
	92		481,500		
	93		482,000		
	94		482,600		
	95		483,200		
	96		483,800		
	97		484,300		
再任職員		293,800	336,200	390,600	463,700
任期付職員		249,900			

備考 この表は、病院、保健所等で人事委員会の指定するものに勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,400	180,300	215,500	243,700	281,300	330,200	376,400
	2	143,800	181,900	217,100	245,300	283,500	332,300	379,100
	3	145,200	183,500	218,700	246,900	285,700	334,500	381,800
	4	146,600	185,100	220,300	248,500	287,900	336,700	384,500
	5	147,800	186,600	221,900	249,900	290,100	338,800	387,000
	6	149,600	188,200	223,600	251,500	292,300	341,000	389,700
	7	151,300	189,800	225,300	253,000	294,500	343,200	392,400
	8	153,000	191,300	227,000	254,600	296,700	345,400	395,100
	9	154,700	192,900	228,600	256,000	298,800	347,400	397,300
	10	156,400	194,600	230,400	257,500	301,000	349,600	399,600
	11	158,100	196,200	232,100	259,000	303,200	351,800	401,800
	12	159,900	197,900	233,800	260,500	305,400	354,000	404,100
	13	161,400	199,500	235,600	261,900	307,600	355,700	406,200
	14	163,300	201,100	237,200	263,800	309,700	357,700	408,200
	15	165,300	202,700	238,800	265,700	311,800	359,700	410,300
	16	167,200	204,300	240,400	267,500	313,900	361,700	412,500
	17	169,100	205,800	241,800	269,200	316,100	363,700	414,300
	18	171,000	207,500	243,400	271,100	318,200	365,800	416,300
	19	172,800	209,200	244,900	273,000	320,300	367,800	418,400
	20	174,700	210,900	246,500	274,900	322,400	369,900	420,500
	21	176,600	212,400	248,000	276,700	324,400	371,700	422,300
	22	178,100	214,000	249,500	278,600	326,400	373,800	423,900
	23	179,600	215,600	251,000	280,500	328,400	375,900	425,500
	24	181,100	217,200	252,500	282,400	330,400	378,000	427,100
	25	182,700	218,700	253,900	284,300	332,400	379,500	428,600
	26	184,200	220,300	255,600	286,200	334,400	381,300	429,900
	27	185,700	221,900	257,300	288,100	336,400	383,100	431,200
	28	187,100	223,500	259,000	290,000	338,400	384,900	432,500
	29	188,700	225,100	260,700	292,000	340,100	386,700	433,800
	30	190,000	226,800	262,500	293,900	341,900	388,200	435,000
	31	191,300	228,500	264,300	295,800	343,700	389,900	436,200
	32	192,600	230,200	266,100	297,700	345,500	391,600	437,300
	33	194,000	231,800	267,600	299,500	347,300	393,000	438,500
	34	195,400	233,400	269,400	301,300	349,200	394,300	439,700
	35	196,800	234,900	271,200	303,100	351,100	395,600	441,000
	36	198,200	236,500	273,000	304,900	353,000	396,900	442,200
	37	199,300	238,000	274,600	306,500	354,800	398,000	443,500
	38	200,600	239,600	276,300	308,200	356,500	399,200	444,300
	39	201,900	241,200	278,000	309,900	358,200	400,300	445,100
	40	203,200	242,800	279,700	311,600	359,900	401,500	445,900

再任用職員及び任期付職員以外の職員

41	204,400	244,200	281,400	313,400	361,100	402,300	446,500
42	205,600	245,700	283,100	315,100	362,300	403,100	447,300
43	206,800	247,200	284,800	316,800	363,500	403,900	448,100
44	208,000	248,700	286,500	318,500	364,700	404,700	448,900
45	209,200	250,100	288,200	319,700	365,900	405,100	449,500
46	210,300	251,700	289,900	321,200	366,700	405,800	450,300
47	211,400	253,300	291,600	322,700	367,900	406,500	451,100
48	212,500	254,900	293,300	324,300	369,000	407,200	451,900
49	213,600	256,500	294,700	325,800	370,100	407,900	452,500
50	214,600	257,900	296,300	327,100	371,100	408,600	453,300
51	215,600	259,300	297,900	328,400	372,100	409,300	454,100
52	216,600	260,700	299,500	329,700	373,100	409,900	454,900
53	217,400	261,900	300,900	330,800	373,900	410,500	455,500
54	218,400	263,300	302,400	331,800	374,800	411,100	
55	219,300	264,700	303,900	332,900	375,700	411,700	
56	220,300	266,100	305,400	334,000	376,600	412,300	
57	221,100	267,200	306,700	334,500	377,200	412,800	
58	222,000	268,500	308,000	335,400	378,000	413,500	
59	222,900	269,800	309,300	336,200	378,800	414,200	
60	223,800	271,100	310,700	337,100	379,600	414,900	
61	224,700	272,200	312,000	337,900	380,000	415,200	
62	225,700	273,400	313,300	338,200	380,700	415,800	
63	226,700	274,700	314,600	338,900	381,400	416,500	
64	227,800	276,000	315,900	339,600	382,100	417,200	
65	228,500	277,100	317,300	340,200	382,600	417,700	
66	229,400	278,200	318,100	340,900	383,200		
67	230,300	279,300	318,900	341,600	383,900		
68	231,200	280,400	319,700	342,300	384,500		
69	231,900	281,500	320,300	343,000	385,000		
70	232,600	282,600	321,000	343,600	385,500		
71	233,300	283,700	321,700	344,200	386,000		
72	234,000	284,800	322,300	344,800	386,500		
73	234,700	285,700	323,100	345,100	387,100		
74	235,500	286,400	323,300	345,700	387,600		
75	236,300	287,100	323,900	346,200	388,200		
76	237,100	287,900	324,500	346,800	388,800		
77	237,700	288,700	325,100	347,300	389,300		
78	238,300	289,300	325,600	347,800	389,900		
79	238,900	289,900	326,100	348,300	390,500		
80	239,500	290,500	326,600	348,800	391,100		
81	239,900	291,200	327,200	349,100	391,800		
82	240,300	291,700	327,700	349,400	392,400		
83	240,700	292,200	328,200	349,800	393,000		
84	241,100	292,600	328,700	350,100	393,600		

	85	241,500	292,800	329,200	350,600	394,300		
	86		293,000	329,600	350,900			
	87		293,200	329,800	351,200			
	88		293,400	330,200	351,500			
	89		293,800	330,600	351,900			
	90		294,000	331,000	352,200			
	91		294,200	331,400	352,600			
	92		294,400	331,800	352,900			
	93		294,800	332,200	353,300			
	94		295,000	332,400	353,700			
	95		295,200	332,800	354,100			
	96		295,500	333,100	354,400			
	97		295,900	333,300	354,900			
	98		296,200	333,600	355,300			
	99		296,500	333,900	355,700			
	100		296,800	334,200	356,100			
	101		297,100	334,400	356,600			
	102		297,300	334,700	357,000			
	103		297,600	335,100	357,400			
	104		297,900	335,300	357,800			
	105		298,200	335,400	358,300			
	106			335,800				
	107			336,200				
	108			336,600				
	109			336,800				
	110			337,200				
	111			337,600				
	112			338,000				
	113			338,200				
再任用職員		186,900	213,700	245,900	259,500	285,700	327,300	370,300
任期付職員		169,100						

備考 この表は、病院及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

八 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	256,600	287,200	333,500	379,400
	2	157,000	185,000	233,200	257,800	289,200	335,700	382,100
	3	158,500	187,100	235,000	259,100	291,200	337,900	384,800
	4	159,900	189,200	236,800	260,400	293,200	340,100	387,500
	5	161,300	191,300	238,400	261,500	295,000	342,300	389,700
	6	162,800	193,600	239,900	262,900	296,900	344,500	392,100
	7	164,300	195,900	241,400	264,100	298,800	346,700	394,500
	8	165,800	198,200	242,800	265,500	300,700	348,900	396,800
	9	167,100	200,600	244,100	266,900	302,700	350,600	398,900
	10	168,800	202,000	245,500	268,100	304,600	352,600	401,000
	11	170,400	203,400	246,800	269,700	306,500	354,600	403,200
	12	172,000	204,800	248,200	271,300	308,400	356,600	405,600
	13	173,500	206,200	249,500	272,800	310,100	358,800	407,600
	14	175,500	207,700	250,800	274,400	311,900	360,900	409,700
	15	177,500	209,200	252,100	276,000	313,700	363,000	411,900
	16	179,500	210,500	253,400	277,600	315,500	365,100	414,100
	17	181,700	211,900	254,400	279,200	317,400	367,100	416,200
	18	183,800	213,400	255,800	280,700	319,100	369,200	418,400
	19	185,900	214,900	257,100	282,200	320,800	371,300	420,600
	20	188,000	216,400	258,400	283,700	322,500	373,400	422,800
	21	190,100	217,800	259,500	285,300	324,100	375,200	424,700
	22	192,300	219,500	260,900	286,900	325,700	377,300	426,600
	23	194,500	221,200	262,300	288,500	327,300	379,400	428,500
	24	196,700	222,900	263,700	290,000	328,900	381,500	430,400
	25	198,800	224,300	265,100	291,400	330,600	383,500	432,100
	26	200,100	226,000	266,700	293,200	332,100	385,200	433,700
	27	201,400	227,700	268,200	295,000	333,600	387,100	435,400
	28	202,700	229,400	269,800	296,800	335,200	389,000	437,000
	29	203,900	231,200	271,400	298,400	336,600	390,900	438,300
	30	205,100	232,700	273,000	300,100	338,100	392,700	439,700
	31	206,400	234,200	274,600	301,800	339,600	394,600	441,300
	32	207,600	235,600	276,200	303,500	341,100	396,500	442,800
	33	208,900	237,000	277,800	305,000	342,800	398,200	444,500
	34	210,200	238,400	279,300	306,600	344,400	399,900	446,100
	35	211,500	239,800	280,800	308,200	346,000	401,700	447,700
	36	212,800	241,200	282,200	309,800	347,600	403,500	449,300
	37	214,200	242,500	283,800	311,300	349,300	405,100	450,700
	38	215,600	243,800	285,200	312,900	350,900	406,900	452,200
	39	217,000	245,100	286,700	314,500	352,500	408,700	453,700
	40	218,400	246,400	288,200	316,100	354,100	410,500	455,200

	41	219,500	247,400	289,800	317,700	355,300	412,000	456,500
	42	220,900	248,700	291,400	319,200	356,800	413,700	457,400
	43	222,300	249,900	293,000	320,600	358,300	415,400	458,300
	44	223,700	251,200	294,600	322,100	359,800	417,000	459,200
	45	225,100	252,300	296,000	323,300	361,400	418,400	460,200
	46	226,600	253,700	297,500	324,700	362,500	420,000	461,100
	47	228,100	255,100	299,000	326,100	364,000	421,500	462,000
	48	229,500	256,500	300,500	327,600	365,300	423,000	462,900
	49	230,700	257,700	301,800	328,900	366,700	424,600	463,900
	50	232,100	259,200	303,200	330,300	368,100	426,100	464,600
	51	233,500	260,600	304,600	331,600	369,500	427,600	465,400
	52	234,900	262,000	306,000	333,000	370,900	429,100	466,200
	53	236,200	263,500	307,500	334,400	372,400	430,500	467,100
	54	237,500	265,100	308,900	335,800	373,600	432,000	467,900
	55	238,800	266,700	310,300	337,200	374,800	433,500	468,700
	56	240,100	268,200	311,700	338,600	376,000	435,000	469,500
	57	241,300	269,800	312,800	339,500	377,100	436,100	470,400
	58	242,600	271,400	314,100	340,800	378,100	437,000	
	59	243,800	273,000	315,400	342,000	379,100	437,900	
	60	245,100	274,600	316,800	343,300	380,100	438,800	
	61	246,200	276,100	318,000	344,500	380,700	439,700	
	62	247,500	277,600	319,300	345,400	381,500	440,600	
	63	248,800	279,100	320,600	346,700	382,300	441,500	
	64	250,100	280,600	321,900	348,000	383,100	442,400	
	65	251,100	282,200	323,200	349,100	383,900	443,300	
	66	252,400	283,700	324,500	350,300	384,600	444,100	
	67	253,800	285,200	325,800	351,500	385,400	444,900	
	68	255,200	286,700	327,100	352,600	386,100	445,700	
	69	256,300	288,000	327,900	353,600	386,800	446,500	
	70	257,600	289,500	329,000	354,700	387,400		
	71	258,900	291,000	330,100	355,800	388,100		
	72	260,200	292,500	331,000	356,900	388,700		
	73	261,600	293,700	332,300	357,800	389,400		
	74	262,900	295,100	333,000	358,900	389,900		
	75	264,200	296,500	334,200	360,000	390,500		
	76	265,500	297,900	335,400	361,100	391,100		
	77	266,500	299,400	336,500	361,800	391,500		
	78	267,700	300,700	337,700	362,600	392,100		
	79	269,000	302,000	338,900	363,400	392,700		
	80	270,300	303,300	340,100	364,200	393,300		
	81	271,400	304,100	341,200	364,800	393,800		
	82	272,500	305,300	342,300	365,300	394,400		
	83	273,600	306,500	343,400	365,900	395,000		
	84	274,700	307,800	344,500	366,400	395,600		
	85	275,600	308,900	345,400	367,000	396,100		
	86	276,600	310,100	346,400	367,500	396,700		
	87	277,700	311,300	347,300	368,100	397,300		
	88	278,800	312,500	348,300	368,600	397,900		

再任職
用員及
任期付
職員以
外の職
員

89	279,800	313,800	349,400	369,000	398,300
90	280,800	315,000	350,200	369,500	398,800
91	281,800	316,200	351,000	370,100	399,400
92	282,800	317,400	351,800	370,700	400,000
93	283,800	318,300	352,500	371,000	400,600
94	284,800	319,000	353,100	371,500	
95	285,800	319,700	353,800	372,000	
96	286,800	320,300	354,400	372,500	
97	287,700	321,000	354,800	373,100	
98	288,500	321,300	355,200	373,600	
99	289,300	322,000	355,700	374,100	
100	290,200	322,700	356,100	374,600	
101	291,000	323,100	356,600	375,200	
102	291,800	323,700	357,000	375,700	
103	292,600	324,300	357,500	376,200	
104	293,400	324,900	358,000	376,600	
105	294,100	325,300	358,300	377,200	
106	294,600	325,800	358,800	377,700	
107	295,100	326,300	359,300	378,200	
108	295,600	326,800	359,800	378,700	
109	295,800	327,200	360,300	379,300	
110	296,200	327,600	360,800	379,800	
111	296,400	327,900	361,300	380,300	
112	296,800	328,300	361,800	380,800	
113	297,100	328,700	362,300	381,400	
114	297,300	329,100	362,800		
115	297,700	329,500	363,300		
116	298,000	329,800	363,700		
117	298,300	330,000	364,100		
118	298,600	330,300	364,600		
119	298,900	330,700	365,100		
120	299,300	330,900	365,600		
121	299,600	331,100	366,000		
122	300,000	331,400	366,500		
123	300,400	331,700	367,000		
124	300,800	332,000	367,500		
125	301,000	332,200	367,900		
126	301,200	332,500			
127	301,600	332,900			
128	302,000	333,200			
129	302,200	333,300			
130	302,500	333,700			
131	302,900	334,100			
132	303,300	334,500			
133	303,500	334,800			
134	303,800	335,200			
135	304,200	335,600			
136	304,500	336,000			

137	304,700	336,300					
138	305,000	336,700					
139	305,400	337,100					
140	305,700	337,500					
141	305,900	337,800					
142	306,300	338,200					
143	306,700	338,600					
144	307,000	339,000					
145	307,100	339,300					
146	307,400	339,700					
147	307,700	340,100					
148	308,100	340,500					
149	308,300	340,800					
150	308,500	341,200					
151	308,800	341,600					
152	309,100	342,000					
153	309,500	342,300					
154	309,800						
155	310,000						
156	310,300						
157	310,700						
158	311,000						
159	311,300						
160	311,600						
161	312,000						
162	312,300						
163	312,600						
164	312,900						
165	313,300						
166	313,600						
167	313,900						
168	314,200						
169	314,600						
再任用職員	233,400	258,000	265,300	275,700	292,800	330,700	376,000
任期付職員	191,300						

備考 この表は、病院、保健所及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	137,700	187,200	276,800	333,700	393,700
	2	138,800	189,700	279,600	335,900	396,600
	3	140,000	192,100	282,400	338,100	399,500
	4	141,100	194,500	285,200	340,300	402,300
	5	142,200	197,000	287,700	342,300	404,600
	6	143,500	199,300	290,400	344,400	407,400
	7	144,800	201,600	293,200	346,500	410,200
	8	146,100	203,800	296,000	348,600	412,900
	9	147,200	205,900	298,600	350,700	415,600
	10	148,900	208,200	301,400	352,800	418,400
	11	150,500	210,500	304,200	354,900	421,200
	12	152,100	212,800	307,000	357,000	424,000
	13	153,600	215,000	309,600	359,100	426,800
	14	155,500	217,400	312,400	361,000	429,600
	15	157,400	219,800	315,100	362,900	432,400
	16	159,400	222,200	317,900	364,900	435,200
	17	161,200	224,500	320,500	366,800	437,700
	18	163,400	227,300	322,800	368,700	440,300
	19	165,600	230,200	325,100	370,700	442,900
	20	167,700	233,100	327,400	372,700	445,500
	21	169,900	235,800	329,800	374,500	448,100
	22	172,300	238,600	331,800	376,500	450,700
	23	174,600	241,400	333,800	378,500	453,300
	24	176,900	244,200	335,900	380,400	455,900
	25	179,000	247,000	338,100	382,000	458,200
	26	181,100	249,700	340,000	383,800	460,600
	27	183,200	252,400	341,900	385,700	463,200
	28	185,300	255,100	343,800	387,600	465,700
	29	187,300	257,900	345,800	389,500	468,200
	30	189,100	260,300	347,500	391,500	470,800
	31	190,900	262,700	349,200	393,500	473,400
	32	192,600	265,100	350,900	395,500	476,000
	33	194,400	267,100	352,300	397,200	478,300
	34	196,300	269,600	353,800	399,000	480,800
	35	198,200	272,000	355,300	400,600	483,300
	36	200,100	274,400	356,800	402,400	485,800

37	201,800	276,500	358,200	403,700	488,200
38	203,700	278,400	359,600	405,200	490,700
39	205,600	280,300	361,000	406,600	493,100
40	207,500	282,200	362,400	408,000	495,600
41	209,400	283,800	363,300	409,400	497,900
42	211,300	285,100	364,500	410,800	500,200
43	213,200	286,400	365,800	412,300	502,400
44	215,100	287,700	367,000	413,900	504,700
45	217,000	288,700	368,200	415,300	506,600
46	219,000	290,000	369,400	416,700	508,200
47	221,000	291,300	370,700	418,300	509,800
48	222,900	292,600	372,000	419,900	511,400
49	224,700	294,000	373,100	421,200	513,100
50	226,700	295,300	374,400	422,700	514,600
51	228,700	296,600	375,700	424,200	516,000
52	230,700	297,800	377,000	425,700	517,500
53	232,500	299,000	377,700	427,100	518,800
54	234,500	300,200	378,700	428,500	520,000
55	236,500	301,500	379,700	429,900	521,200
56	238,400	302,800	380,700	431,300	522,400
57	240,100	303,900	381,600	432,400	523,500
58	241,600	305,100	382,400	433,700	524,500
59	243,000	306,300	383,100	435,100	525,500
60	244,500	307,500	383,800	436,400	526,500
61	245,800	308,600	384,400	437,200	527,600
62	247,200	309,700	385,100	438,100	528,500
63	248,600	310,800	386,000	439,100	529,400
64	250,000	311,900	386,900	440,000	530,300
65	251,300	313,000	387,600	440,900	531,200
66	252,700	314,100	388,400	441,800	532,100
67	254,100	315,200	389,200	442,700	533,000
68	255,500	316,300	390,000	443,600	533,900
69	256,800	317,400	390,600	444,200	534,900
70	258,300	318,500	391,300	445,100	535,800
71	259,800	319,600	392,000	446,000	536,700
72	261,300	320,700	392,700	446,900	537,600
73	262,700	321,500	393,400	447,600	538,600
74	264,100	322,600	394,000		
75	265,500	323,700	394,700		
76	266,900	324,800	395,400		
77	268,000	325,900	396,100		
78	269,200	326,900	396,700		
79	270,500	327,900	397,300		
80	271,800	328,900	397,900		

再任職員及び任期付職員以外の職員

81	273,200	330,000	398,500		
82	274,500	330,800	399,200		
83	275,800	331,500	399,800		
84	277,100	332,300	400,400		
85	278,300	332,900	400,900		
86	279,500	333,400	401,600		
87	280,800	333,900	402,300		
88	282,100	334,400	403,000		
89	283,100	334,700	403,400		
90	284,300	335,200			
91	285,500	335,700			
92	286,700	336,200			
93	287,800	336,500			
94	288,800	336,900			
95	289,800	337,400			
96	290,800	337,900			
97	291,400	338,500			
98	292,300	339,000			
99	293,200	339,500			
100	294,100	340,000			
101	295,000	340,500			
102	295,700	341,000			
103	296,400	341,500			
104	297,100	342,000			
105	297,900	342,500			
106	298,400	342,900			
107	298,900	343,400			
108	299,400	343,900			
109	299,600	344,400			
110	300,000	344,800			
111	300,300	345,300			
112	300,600	345,700			
113	300,900	346,200			
114	301,200	346,600			
115	301,500	347,100			
116	301,800	347,500			
117	302,100	348,000			
118	302,500	348,400			
119	302,900	348,900			
120	303,300	349,400			
121	303,600	349,800			
再任用職員	215,900	261,400	287,100	330,400	390,100
任期付職員	187,200				

備考 この表は、研究所、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。